

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する第47条の2の規定による第46条第4項第2号の届け出があったので、労働安全衛生法及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	川口機械工業協同組合
登録教習機関の住所	埼玉県川口市本町三丁目3番6号
代表者職氏名	変更前 代表理事 葛生 誠一郎 変更後 代表理事 佐藤 義晴
事務所の名称	川口機械工業協同組合
事務所の所在地	埼玉県川口市本町三丁目3番6号
登録番号	第92号 玉掛け技能講習
変更年月日	令和6年5月30日

令和7年7月2日

埼玉労働局長

